

万場高校 パソコン使用のルール

令和4年8月31日改訂
群馬県立万場高等学校

学習用端末等（ノートパソコン）は、みなさん自身が主体的に学習し、学習内容をより深く理解できるよう群馬県から貸与された（貸してもらった）ものです。たいへん便利なものですが心配されることもたくさんあります。

貸与・使用に関する規程の詳細は、別紙の「学習用端末等利用上の注意」に書いてありますので、しっかり読んでください。

★大きな考え方

- ① “学習用” に使用するパソコンです
- ② “貸与” されているもの→卒業時(退学等を含む)には“返却” するものです

★みなさんに貸与されるもの

- ①学習用端末（DELL Chromebook3100 2-in1）・・・クロームブック
 - ②充電用のACアダプター
- ※卒業時（退学等を含む）に返却します。保管ケースは、返却する必要はありません。

1 目的

- (1)学校で貸し出すパソコンは、学習活動のために使うこと。
- (2)学習活動以外に使用しない。

2 使用する場所と注意

- (1)学校と家庭でのみ使用する。
- (2)毎日学校に持参し、家庭で充電する。学校内で充電はできない。
- (3)授業中は先生が使用を許可した場合にのみ使用する。
- (4)基本、休み時間や放課後は使用しない。ただし、先生に使用許可をもらった上で、第2学習室でのみ使用可とする。その場合、使用できる時間は昼休みと放課後とする。電気の消灯、戸締まりは忘れないこと。
- (5)使用しない時はケースにしまう。
- (6)パソコンの近くで飲食しない。
- (7)無くしたり、盗まれたり、落したり、水に濡らしたりしないように注意する。
- (8)パソコン本体に落書きしたり、磁石に近づけたりしない。

3 健康

- (1) パソコンを使用する時は、正しい姿勢で、画面に近すぎないようにする。
- (2) 30 分に一度は遠くの景色を見るなどして、目を休める。
- (3) 家庭での使用の場合、時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず、休憩しながら使う。

4 禁止行為

- (1) パソコンを人に貸したり、使わせたりしない。
- (2) ユーザー ID と ID は絶対に他人に教えない。
- (3) 学習に関係のないサイトの閲覧・利用・SNS への書き込み、写真・動画の配信は行わない。
- (4) 学校で許可した時以外、カメラは使用しない。
- (5) 自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレスなど）はネット上に書き込まない。
- (6) 相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることをネット上に書き込まない。

5 設定の変更

- (1) パソコンの設定は勝手に変えない。

6 注意事項

- (1) パソコン本体やインターネットが使えなくなったら教員に申し出る。
- (2) 紛失したり、損傷した場合には速やかに教員に申し出る。
- (3) 故意または重大な過失によって損傷した場合は、修理代を負担する。
- (4) 卒業、転学、退学、留学、休学、パソコン使用ルールが守れない時には、パソコンを学校へ返却する。